

栃木市立部屋小学校いじめ防止基本方針

1 いじめ防止等に関する基本的な考え方

(1) いじめの定義

(いじめ防止対策推進法の定義より)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- ① 個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つ。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- ③ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり嫌なことを無理矢理やらされたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。
- ④ インターネット上で悪口を書かれた児童が、そのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないようなケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については、法の趣旨を踏まえ適切に対応する。

(2) 本校の基本理念

～ いじめのない学校づくりに向けて ～

すべての教職員が「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうる」ということを強く認識し、すべての児童を対象に、いじめの未然防止と早期発見、早期対応に取り組む。

そのために、教職員一人一人が、「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ことを信念として、いじめのない学校づくりに向けて学校組織をあげて取り組む。

2 本校の取組

(1) いじめの未然防止について

- ① 児童一人一人に対して、いじめの問題を自分自身の問題として強く認識させ、「いじめを許さない心」や「いじめを起こさない力」を育成するよう、教育活動全体を通して計画的な指導を実践する。
- ② 児童一人一人が意欲をもって学校の様々な教育活動に取り組めるよう「集団づくり」や「授業づくり」の取組を充実させるなど、いじめのない学校づくりに向けた指導の充実を図る。
- ③ 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに指導に細心の注意を払う。

具体策① 教育活動全体での計画的な指導の実践

- ア 道徳教育を充実させることにより、豊かな心を育み、人間としての生き方の自覚を促し、児童の道徳性を育成する。
- イ 児童会を中心としたいじめ防止の取組を実施し、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論し実践する活動に取り組むよう指導・支援する。
- ウ 児童一人一人が、自他の人権の大切さを認め合うことができるよう、様々な場面を通して人権意識を高める。
- エ 特別活動の特質である望ましい集団活動を通して、人間関係を築く力を育成する。
- オ 生命や自然を大切にする心や他人を思いやる優しさ、社会性、規範意識などを育てるため、自然体験活動や宿泊体験学習など様々な体験活動の充実を図る。
- カ インターネットのもつ利便性と危険性を理解させながら、情報機器の適切な使い方について指導する。

具体策② 「集団づくり」や「授業づくり」の取組の充実

- ア 「帰属意識の高い学級」、「規範意識の高い学級」、「互いに高め合える学級」を目指した学びに向かう集団づくり（学業指導）に努める。
- イ 「自信をもたせる授業」、「コミュニケーション能力を育む授業」、「一人一人の実態に配慮した授業」を目指した授業づくりに努める。

具体策③ 教職員のいじめに対する意識の高揚と指導力の向上

- ア いじめに関する全教職員対象の校内研修会を実施する。
- イ いじめに関するチェックリスト等を用いて適宜自己診断を行う。
- ウ 以下の児童を含め、特に配慮が必要な児童については、児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。
 - ・ 発達障害を含む、障害のある児童
 - ・ 海外から帰国した児童
 - ・ 外国人の児童
 - ・ 国際結婚の保護者をもつ児童
 - ・ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童
 - ・ 東日本大震災等により被災した児童
 - ・ 原子力発電所事故により避難している児童

(2) いじめの早期発見について

- ① いじめは、大人が気づきにくい状況で行われることを教職員一人一人が認識し、複数の目で、児童の行動を把握し、児童の些細な変化を見逃さないようにする。
- ② ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早期からの確に関わりをもち、決して軽視することなく積極的に認知し対応する。
- ② 日頃から児童や保護者からの声に耳を傾けながら、信頼関係を深め、いじめを相談しやすい体制を整える。

具体策① 児童の実態把握

- ア 児童が気軽に相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、安心して学校生活を送れるよう配慮する。
- イ いじめの実態把握のための調査や全児童対象の教育相談、Q-Uテストを実施し、児童の悩みや人間関係等の現状や変化を把握する。

ウ 児童が安心していじめを訴えられるように、いじめの実態を把握するための調査を工夫し、定期的及び随時実施する。

具体策② 日常的な情報共有の徹底

ア 日頃から、気になる児童の情報を共有するとともに、職員会議等において情報交換を行い、組織的に対応できる体制を整える。

具体策③ 相談体制の整備

ア いじめについて、保護者にも十分周知し、保護者の悩みにも対応できるようにする。

イ 児童・保護者が、いじめに係る相談を行うことができるように、スクールカウンセラー等が行う相談活動について周知する。

イ 外部からのいじめに関する情報について、相談窓口を一本化し、家庭や地域に周知するとともに、児童からの相談に対しては、迅速かつ丁寧に対応する。

(3) いじめの早期対応・早期解決について

① いじめ問題の対応にあたっては、いじめられている児童やその保護者の立場に立ち、児童の安全と安心を最優先して、徹底的に守り通す。

② いじめ問題の対応にあたっては、すべての教職員が事実を共有するとともに、組織的かつ機能的な役割分担を行って、早期解決を図る。

③ 保護者に対して、学校組織として説明責任を果たし、学校と保護者が一致協力していじめの解決に向け取り組めるようにする。

具体策① いじめられた児童の安全・安心の確保

ア いじめられた児童や保護者に対して、徹底的に守り通すことや秘密を守ることなどを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保する手段を講じる。

イ いじめられた児童の心的外傷を癒やすために、教育相談担当者や養護教諭が中心となって、心のケアに努める。必要に応じ、スクールカウンセラー等と連携する。

ウ 「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言はしない。教職員の不適切な認識や言動が、いじめを助長することがないように、細心の注意を払う。

具体策② 組織的・機能的な役割分担による指導の徹底

ア いじめ対策委員会が中心となり、役割分担の下、児童への聴取やアンケートの実施等により事実関係について迅速かつ的確に調査を実施する。

イ 必要に応じて、市教育委員会への支援を要請するなど、外部専門家との連携を図る。児童の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは所轄の警察署と連携して対応する。

ウ いじめた児童に対しては、毅然とした態度で指導し、「いじめは絶対に許されない」ということを理解させるとともに、自らの行為の責任を自覚させる。

エ いじめの観衆・傍観者の立場にいる児童に対して、そうした行動や態度は、いじているのと同様であることに気づかせ、いじめを自分の問題として考えさせ、いじめは絶対に許させない行為であり、見逃さず根絶しようとする態度を育てる。

具体策③ 保護者との連携・協力による指導

- ア いじめられている児童の保護者及びいじめている児童の保護者に対して、速やかに事実を報告し理解を求めるとともに、いじめの事実について情報を共有しながら、早期解決のための協力を依頼する。
- イ いじめを解決する方法については、いじめられた児童及び保護者の意向を踏まえて十分に話し合った上で対処する。
- ウ いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向けながら、当該児童が二度といじめを起こさないよう、学校と保護者が協力して、継続的に指導・援助する。

(4) 地域や家庭・関係機関との連携について

- ① 地域や保護者に対して「いじめは絶対に許されない」という基本姿勢や学校のいじめ防止に関する取組等を積極的に公表し、理解を図る。
- ② 地域・保護者と連携して、登下校時における見守り活動等を実施して、児童の見守り体制を整備する。
- ③ P T Aと協力して、関係機関等との連携により、児童の人権やいじめの問題について学校・地域・家庭がともに学ぶ機会を設定する。

(5) いじめの解消について

- ① いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。
 - ア いじめに係る行為が止んでいること
いじめられた児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。なお、行為が止んでいない場合は、改めて、学校いじめ対策組織の判断のもと、相当の期間を設定して状況を注視する。
 - イ いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと
いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめられた児童が、いじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。
- ② いじめが解消に至っていない段階では、いじめられている児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保するよう努める。
- ③ いじめが解消に至るまでいじめられている児童の支援を継続するため、学校いじめ対策委員会において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ④ いじめられた児童及びいじめた児童については、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。

(6) 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の検証について

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校評価において目標の達成状況を評価する。
- ② 評価結果を地域・保護者に公表するとともに、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

3 いじめ防止等に関する組織

(1) いじめ対策委員会の設置と役割

「いじめのない学校づくり」に向け、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際には、早期解決に向けて組織的に対応するため、いじめ対策委員会を組織し、校務分掌に位置付ける。

また、本委員会において、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの評価等を行い、学校いじめ防止基本方針を始めとした学校の取組が実効あるものとなるようその改善を図る。

(2) いじめ対策委員会の構成員

① 学校職員

校長、教頭、教務主任、児童指導主任、学習指導主任、特別支援教育担当、教育相談担当、該当担任等から構成し、必要に応じ全教職員の参加とする。

② 学校職員以外

必要に応じ、保護者代表、学校運営協議会委員、スクールカウンセラー、民生委員、人権擁護委員、学校医等に参加を要請する。

(2) いじめ対策委員会の取組

① いじめの未然防止・早期発見等のための取組

- ア いじめ防止に向けての計画の立案
- イ 計画の実施状況の把握と改善
- ウ いじめに関する調査の実施と結果の分析
- エ 集団を把握するための調査（ＱＵテスト）の実施と結果の分析
- オ いじめ相談窓口の設置と教育相談体制の評価
- カ 校内研修会の企画・立案
- キ 配慮児童への支援方針決定 等
- ク 情報交換による児童の状況把握と情報の共有

② いじめが起きたとき、あるいはいじめの疑いがある事案が発生したときの取組

ア 調査方針の検討、役割分担等

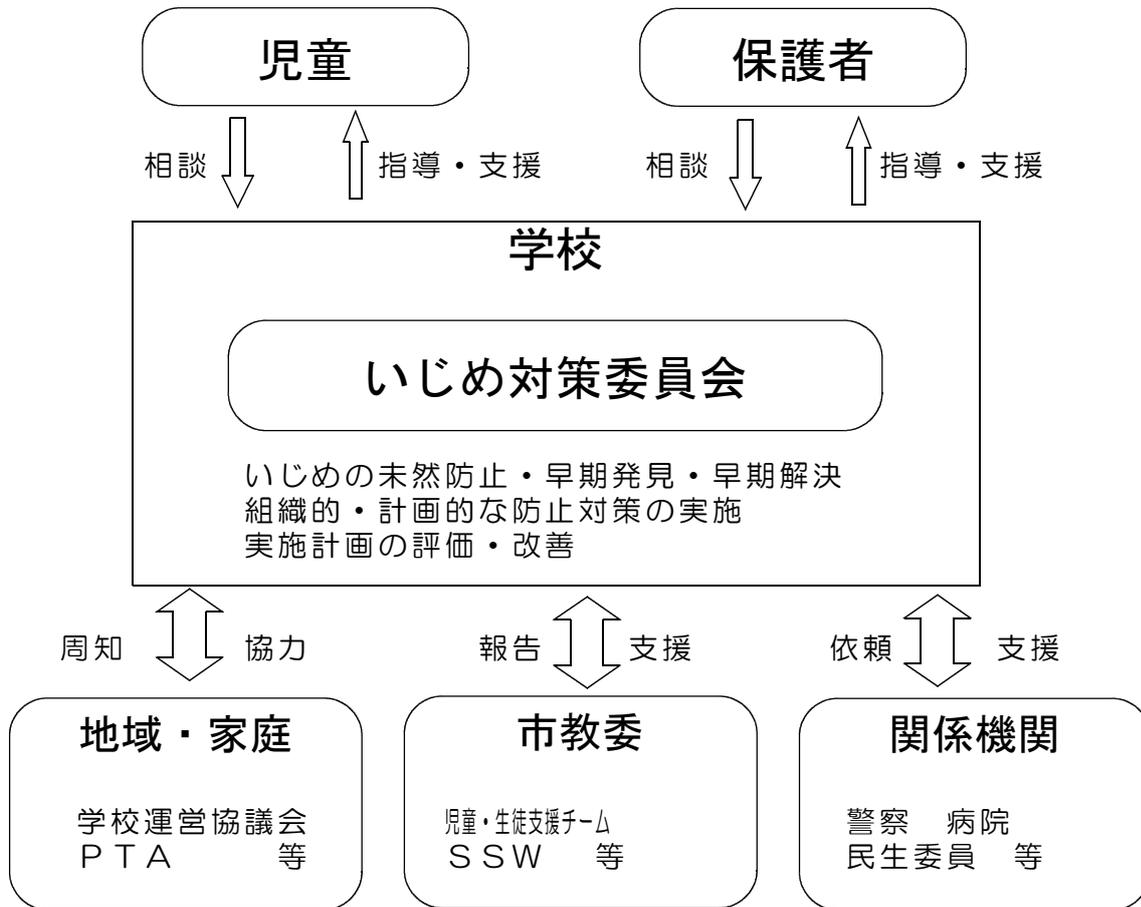
- ・ 目的の明確化
- ・ 行動の優先順位の決定
- ・ 関係のある児童への事実関係の聴取
- ・ 緊急アンケートの実施

- ・ 保護者への連絡（複数の教員で丁寧に対応する）
- ・ 市教育委員会への報告
- ・ 関係機関への連絡（必要に応じて、警察、福祉関係、医療機関等）

イ 指導方針の決定と指導体制の確立

- ・ 学級への指導と支援
- ・ 被害児童、加害児童への指導と支援
- ・ 傍観者への指導と支援
- ・ 保護者との支援
- ・ 市教育委員会との連携
- ・ 関係機関との連携

(2) いじめ防止等に関する組織図



4 重大事態への対応

(1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条に示されているとおり、次の二つの場合を重大事態という。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

(2) 重大事態への対応

- ① 市教育委員会に報告するとともに、所轄警察署等の関係機関に通報し、適切な援助を求める。
- ② 当該いじめの対応については、市教育委員会と連携し、弁護士、医師などの外部専門家の指導を仰ぎながら、いじめ対策委員会が中心となり、学校組織をあげて行う。
- ③ 当該重大事態にかかわる事実関係を明確にするための調査については、市教育委員会と連携して行う。
- ④ いじめられた児童やその保護者及びいじめた児童やその保護者に対し、調査によって明らかになった事実関係について、経過の報告も含め、適時、適切な方法により、その説明に努める。
- ⑤ 当該児童及びその保護者の意向を十分に配慮した上で、保護者説明会等により、適時、適切に全ての保護者に説明するとともに、解決に向けて協力を依頼する。
- ⑥ いじめ対策委員会を中心として速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織をあげて着実に実践する。

5 いじめ防止の取組の推進

(1) 基本方針の見直し

基本方針策定から3年の経過を目途とし、国の状況や本市の実施状況、学校の実状等を勘案し、必要と認められたときは、その結果に基づき必要な措置を講じる。

(2) 基本方針等の公表

学校は、いじめ防止基本方針を公表する。

平成27年度	策定
平成30年度	改編
令和2年度	改編